

## 避難行動要支援者関係づくり事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織等が行う避難行動要支援者見守り活動において、啓発物品を交付し、避難行動要支援者と支援者の顔の見える関係づくりを支援することにより、災害時における避難行動要支援者の迅速な安否確認及び安全な避難誘導等を行うための環境整備を進めることを目的とする。

### (交付する啓発物品)

第2条 この要綱において交付する啓発物品は、FMラジオ及び衛生用品ポーチとし、数量は、1人の避難行動要支援者に対して、それぞれ1個限りとする。

### (交付の対象組織)

第3条 市長が前条に規定する啓発物品を交付する組織は、新潟市避難行動要支援者名簿に関する要綱第9条に基づき、市に登録手続きを行っている自主防災組織又はその構成自治会・町内会及び協力自治会（以下「登録組織」という。）とする。

### (交付の申請)

第4条 啓発物品の交付を受けようとする登録組織は、別記様式第1号による申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 登録組織内において次に掲げる事由が生じた場合は、申請書により追加の申請をすることができる。

(1) 避難行動要支援者の人数が増えたとき。

(2) 第1項の申請の際、交付を受けていなかった避難行動要支援者に、新たに啓発物品の交付が必要となったとき。

3 前2項の規定により交付される登録組織内におけるそれぞれの啓発物品の交付合計数は、登録組織の避難行動要支援者の数を限度とする。

### (交付の決定通知)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で届出順に、啓発物品を交付（不交付）する登録組織を決定し、その結果を別記様式第2号による通知書により、申請のあった登録組織に対し通知するものとする。

(実施報告)

第6条 啓発物品交付の決定を受けた登録組織は、啓発物品を用いた支援事業実施後速やかに、別記様式第3号による報告書を市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第7条 啓発物品の修繕や交換に係る費用は、交付を受けた者の自己負担とする。ただし、市長が、やむを得ない理由があると認める場合は、費用の全部又は一部を免除することができる。

(遵守事項等)

第8条 啓発物品の交付を受けた登録組織は、啓発物品を営利活動等、避難行動要支援者支援の用途以外に使用し、又は承認を得ずに他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

年 月 日

新 潟 市 長

組 織 名

代 表 者 住 所 新潟市中央区

代 表 者 氏 名

代表者電話番号 — —

### 避難行動要支援者関係づくり事業啓発物品交付申請書（新規・追加）

避難行動要支援者関係づくり事業啓発物品の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交付対象組織数 (自治会・町内会数)	組織 (※)	
避難行動要支援者数	名	
啓発物品希望数	1 FMラジオ	個
	2 衛生用品ポーチ	個
配布活動予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
活動内容 (該当する活動に○をつけてください)	1 啓発物品配布 2 支援者顔合わせ 3 その他 ( )	

※ 交付組織数が複数となる場合には、別紙の事業実施組織名簿（新規・追加）を添付してください。



第 号  
年 月 日

様

新潟市長

避難行動要支援者関係づくり事業啓発物品交付（不交付）決定通知書

申請のありました避難行動要支援者関係づくり事業啓発物品の交付（不交付）につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

啓 発 物 品	数 量

年 月 日

新 潟 市 長

組 織 名

代 表 者 住 所 新潟市中央区

代 表 者 氏 名

代表者電話番号 — —

### 避難行動要支援者関係づくり事業実施報告書（新規・追加）

避難行動要支援者関係づくり事業における啓発物品を用いた支援事業が完了したので、次のとおり報告します。

#### 記

配布活動実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

実施項目	実施内容（実施した項目について記入してください）
1 啓発物品配布	
2 支援者顔合わせ	
3 その他の活動	